

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
1	地域振興部 生涯学習部 総合政策部	防災危機管理課 国際交流室 広報情報課	災害時に外国人住民への対処方法について	当地域では、10人を超える外国人労働者が住んでいるが、英語や日本語の読み書きや会話があまりできない方がいる。災害等緊急時の対応に苦慮している。 他の地域において、よい例があればぜひ参考にしたいので、ご教示願いたい。また、地域住民との交流を行っている事例があれば紹介いただきたい。 自主防災組織の説明の外国人向けパンフレットを作ってもらえないか、ホームページの操作が苦手な人もいる。 さらに、東和から自転車で国際交流協会まで行って勉強をしている人がいるので、身近にあれば日本語を学びやすいのではないかと思う。	【地域振興部長】 市では、外国人が記入届の手続きに来庁された際、市民登録課より配布する「花巻市暮らしガイド」の中に避難場所等の情報をやさしい日本語版、中国語版(簡体字)、ベトナム語版で記載している。 市のホームページについては、自動翻訳サービスの利用により英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ベトナム語への翻訳を可能としていたが、より多くの外国人の皆さんにご覧いただけるよう令和5年12月にサービスを拡大し、計131言語への自動翻訳が可能な状態となっている。 市のホームページには、内閣府が外国人向けに災害時の対応を分かりやすく図式化した「外国人のための減災のポイント」を令和3年から掲載しているほか、今年度初めより市独自の「防災リーフレット」をやさしい日本語版と英語版で掲載を始め、その後、中国語版(簡体字・繁体字)やベトナム語版、タイ語版も作成し、多言語化を進めた。 加えて、観光課が55の言語を音声で翻訳できる翻訳機を萬鉄五郎記念美術館を含む市内10か所の観光施設へ配備、活用しているが、この翻訳機を災害時の対応用として本庁防災危機管理課や各総合支所に導入し、必要な地域へ貸与することを検討していきたい。 また、花巻国際交流協会へ照会したところ、市内在住の外国人を対象とする生活講座を年2回実施し、この中で防災をテーマにした例があることのほか、普段の生活に関する相談ごとにも対応していることを伺っている。 お尋ねの他地域での外国人に対する事例について、主な地域や事業所へ伺ったところ、以下のとおりであったもの。 ○ 地域 ・日居城野地区コミュニティ会議 令和5年10月22日に花巻国際交流協会と共催で地域に在住する外国人を対象した防災講座を起震車も呼んで開催し、防災への理解や交流を深める機会になった。 ・石神町自主防災会 外国人市民がアパートに住んでおり、昨年10月に運動会を開催した際、競技に参加いただいた。 ○ 事業所 ・緊急時は寮の近くに住んでいる社員が外国人に声をかけを行う。 ・工場敷地内の寮に住んでいる外国人に対し、気になる災害があった際は、敷地内の駐車場など広いところに避難する、指定緊急避難所が開設された場合は、必要に応じて避難するよう普段から呼びかけており、また、指定避難所へ避難した際は日本人社員も駆けつける。 ・自宅と避難所が分かるように印をつけたハザードマップを配布しているほか、有事の際は固まって行動後、会社又は機構(実習生受入)へ連絡し、判断を仰ぐように伝えている。それから会社や機構への連絡をする、困ったことがあれば、判断を仰ぐように伝えている。 ・在学期間の長い実習生の方については、問題なく日本語でコミュニケーションを取れている。会社側から、先輩が後輩を面倒見るよう指導している。 自動翻訳サービスの利用方法については、市ホームページのトップページにある「Language」をクリックして表示されるページにて案内しており、画面左下に「日本語」と表示される言語選択ボタンを押して、翻訳する言語を選択すると利用できることを説明している。 なお、「Language」のリンクは、トップページだけでなく全てのページ上部のメニューに表示しており、市ホームページ内のどのページを見ても、案内ページにたどり着けるようにしている。 しかし、現状の方法では、「Language」という表記の意味が分からない人は当該ページにたどり着けない可能性があるほか、「Language」ページで説明している日本語の意味が分からない人には自動翻訳サービスの利用方法が伝わらない可能性もある。 このため、日本語や英語が分からない外国人でも「Language」ページにたどり着きやすく、かつその利用方法を理解できるよう、イラスト等を用いたページ内容に変更することを検討している。 また、このような市ホームページの自動翻訳サービスの利用方法については、商工労政課で配信している市内企業等を対象にしたメールマガジンを活用し、外国人を雇用している企業等を通じて、外国人を雇用している企業等を通じて9月中旬に周知する予定。	【国際交流室】 避難場所等の情報を記載している「花巻市暮らしガイド」について、花巻国際交流協会の協力により英語版を新たに作成した。花巻国際交流協会が行う外国人市民を対象とした生活講座については、令和7年度は日居城野地区コミュニティ会議と合同で消火訓練及びAED講座を実施、令和8年度は起震車を活用した防災をテーマとした講座を日居城野地区コミュニティ会議と合同で開催予定とのこと。 【広報情報課】 市のホームページについては、自動翻訳サービスの利用により英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ベトナム語への翻訳を可能としていたが、より多くの外国人の皆さんにご覧いただけるよう令和5年12月にサービスを拡大し、計131言語への自動翻訳が可能な状態となっている。 自動翻訳サービスの利用方法については、市ホームページのトップページにある「Language」をクリックして表示されるページで案内しており、画面左下に「日本語」と表示される言語選択ボタンを押して、翻訳する言語を選択すると利用できることを説明している。 なお、「Language」のリンクは、トップページだけでなく全てのページ上部のメニューに表示しており、市ホームページ内のどのページを見ても、案内ページにたどり着けるようにしている。 しかし、現状の方法では、「Language」という表記の意味が分からない人は当該ページにたどり着けない可能性があるほか、「Language」ページで説明している日本語の意味が分からない人には自動翻訳サービスの利用方法が伝わらない可能性もある。 このため、日本語や英語が分からない外国人でも市ホームページ内の自動翻訳サービスのページにたどり着きやすく、かつその利用方法を理解できるよう、9月2日にイラスト等を用いたページ内容に変更した。また、この自動翻訳サービスの利用方法については、商工労政課が市内企業等に配信しているメールマガジンを活用して、外国人を雇用している企業等を通じて9月10日に周知を行った。 【防災危機管理課】 市では、外国人が記入届の手続きに来庁された際、市民登録課より配布する「花巻市暮らしガイド」の中に避難場所等の情報をやさしい日本語版、中国語版(簡体字)、ベトナム語版で記載している。 市のホームページについては、自動翻訳サービスの利用により英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ベトナム語への翻訳を可能としていたが、より多くの外国人の皆さんにご覧いただけるよう令和5年12月にサービスを拡大し、計131言語への自動翻訳が可能な状態となっている。 市のホームページには、内閣府が外国人向けに災害時の対応を分かりやすく図式化した「外国人のための減災のポイント」を令和3年から掲載しているほか、今年度初めより市独自の「防災リーフレット」をやさしい日本語版と英語版で掲載を始め、その後、中国語版(簡体字・繁体字)やベトナム語版、タイ語版も作成し、多言語化を進めた。加えて、観光課が55の言語を音声で翻訳できる翻訳機を萬鉄五郎記念美術館を含む市内10か所の観光施設へ配備、活用している。 また、花巻国際交流協会へ照会したところ、市内在住の外国人を対象とする生活講座を年2回実施し、この中で防災をテーマにした例があることのほか、普段の生活に関する相談ごとにも対応していることを伺っている。 お尋ねの他地域での外国人に対する事例について、主な地域や事業所へ伺ったところ、以下のとおりであった。 ○ 地域 ・日居城野地区コミュニティ会議 令和5年10月22日に花巻国際交流協会と共催で地域に在住する外国人を対象した防災講座を起震車も呼んで開催し、防災への理解や交流を深める機会とした。 ・石神町自主防災会 外国人市民がアパートに住んでおり、昨年10月に運動会を開催した際、競技に参加いただいた。 ○ 事業所 ・緊急時は寮の近くに住んでいる社員が外国人に声をかけを行う。 ・工場敷地内の寮に住んでいる外国人に対し、気になる災害があった際は、敷地内の駐車場など広いところに避難する、指定緊急避難所が開設された場合は、必要に応じて避難するよう普段から呼びかけており、また、指定避難所へ避難した際は日本人社員も駆けつける。 ・自宅と避難所が分かるように印をつけたハザードマップを配布しているほか、有事の際は固まって行動後、会社又は機構(実習生受入)へ連絡し、判断を仰ぐように伝えている。それから会社や機構への連絡をする、困ったことがあれば、判断を仰ぐように伝えている。 ・在学期間の長い実習生の方については、問題なく日本語でコミュニケーションを取れている。会社側から、先輩が後輩を面倒見るよう指導している。	完了
2	地域振興部	地域づくり課	花巻市自治会等活動保険制度について	昨年度から加入している花巻市自治会等活動保険制度について、加入に至った経緯を伺いたい。 また、補償の対象となる活動や要件及び団体や個人、補償の対象とならないものについて伺いたい。 さらに、制度導入後の1年で事故事例や実際の動きでどのように対処されたか、問題があったか教えてほしい。	【地域振興部長】 令和4年10月25日に開催した亀ヶ森地区の市政懇談会において、コミュニティ会議が設置した工作物に起因する事故があった場合の損害賠償への対応が議題として挙がったことを受け、自治会を含むコミュニティ会議等の活動に関連して損害賠償保険及び傷害保険の加入状況を調査したところ、通常の活動においてこれらの保険への加入は確認されなかった。 このことから、自治会やコミュニティ会議の団体が実施する、ごみ集積所の維持管理、花壇の整備、子どもや高齢者の見守りなどの地域活動、コミュニティ会議の事業としてのスポーツ・講座・交流・環境整備等の事業に参加する地域住民の皆様が安心して活動することができるようにするため、保険制度の整備が必要と判断し導入したものである。この制度については、花巻市独自の制度である。 補償対象事案は3件ある。 ①町内会の山車解体作業中に作業中の地区住民が高所から落下し頭部及び肩を裂傷し治療に数日通院を要したものの。 ②自治会管理の花壇手入れ中、蟻に咬まれ、皮膚炎を発症し治療に数日通院を要したものの。 ③自治会設置の街灯柱が暴風により倒壊し例に駐車していた自動車に接触し損壊、その修理費用等を賠償したものの。 また、対象にならなかったケースは、自治会の中の地区対抗バレーで、人が足りないからということで、他自治会の方がバレーに参加した際、アキレス腱を切ってしまった、という相談であった。 コミュニティの総会で資料に事業計画、予算を記載して計画している事業であれば対象になる。 【市長】 これは市独自の保険だが、保険会社の商品であるので制約がある。 自治会等の定義も、保険の商品の中で決まっている話だと思う。 この保険の対象は基本的に2つである。一つは傷害保険、もう一つは賠償保険である。自分たちが怪我した場合は傷害保険、第三者に損害を与えた場合は賠償保険が適用になる。	令和4年10月25日に開催した亀ヶ森地区の市政懇談会において、コミュニティ会議が設置した工作物に起因する事故があった場合の損害賠償への対応が議題として挙がったことを受け、自治会を含むコミュニティ会議等の活動に関連して損害賠償保険及び傷害保険の加入状況を調査したところ、通常の活動においてこれらの保険への加入は確認されなかった。 このことから、自治会やコミュニティ会議の団体が実施する、ごみ集積所の維持管理、花壇の整備、子どもや高齢者の見守りなどの地域活動、コミュニティ会議の事業としてのスポーツ・講座・交流・環境整備等の事業に参加する地域住民の皆様が安心して活動することができるようにするため、保険制度の整備が必要と判断し導入したものである。この制度については、花巻市独自の制度である。 補償対象事案は3件ある。 ①町内会の山車解体作業中に作業中の地区住民が高所から落下し頭部及び肩を裂傷し治療に数日通院を要したものの。 ②自治会管理の花壇手入れ中、蟻に咬まれ、皮膚炎を発症し治療に数日通院を要したものの。 ③自治会設置の街灯柱が暴風により倒壊し例に駐車していた自動車に接触し損壊、その修理費用等を賠償したものの。 また、対象にならなかったケースは、自治会の中の地区対抗バレーで、人が足りないからということで、他自治会の方がバレーに参加した際、アキレス腱を切ってしまった、という相談であった。 コミュニティの総会で資料に事業計画、予算を記載して計画している事業であれば対象になる。 これは市独自の保険だが、保険会社の商品であるので制約がある。 自治会等の定義も、保険の商品の中で決まっている話だと思う。 この保険の対象は基本的に2つである。一つは傷害保険、もう一つは賠償保険である。自分たちが怪我した場合は傷害保険、第三者に損害を与えた場合は賠償保険が適用になる。 花巻市自治会等活動保険制度は令和8年度も継続実施。	完了
3	消防本部	総務課	消防団車両の運転について	道路交通法の改正により、新たに「準中型自動車免許」ができ、同法改正以降に普通自動車免許を取得した人が運転できる車両は総重量3.5トン未満に限定された。そのため新たに普通自動車免許を取得した消防団員は車両総重量3.5トン以上の消防団車両を運転できず、将来的に消防団員の確保や消防団活動に支障が生じるのではないかと、市の考えを伺いたい。	本市消防団では、準中型免許が必要な消防ポンプ車が40台配備されている。該当する40の部の団員数は469人おり、そのうち準中型免許を取得していない団員数は15人となっている。割合としては3.2%と少なく、消防団車両を運行する機関員は十分確保されていると認識している。 全国的に消防団員の減少が懸念されており、本市においても、消防団員の確保は地域防災力を維持するための課題と捉えていることから、更なる加入促進も踏まえ、準中型免許取得の支援について検討中である。 他市町村の状況や、助成するにあたっての条件、補助金の限度額について、検討しており、決定次第、予算も考慮し、早急に始めたいと思っている。	令和8年度から準中型免許取得及びAT免許の限定解除について、予算の範囲内で補助金を交付することとしている。	完了
4	東和総合支所	地域振興課	道の駅とうわについて	道の駅とうわがキャンピングカーなど車や利用が多くなっているのに対し、休憩スペースが少ないと思われる。道の駅としての機能を果たしているのか伺う。	【東和総合支所長】 新聞報道があったが、実は道の駅周辺の活性化について色々なご意見をいただきたいということで、東和地域の40団体の方々にお声がけて、30団体ほどの代表の方々に、6月21日に集まっていたが、3回行う予定のワークショップのうち1回目の議論をいただいたところである。 今、お話しいただいた内容も当日の議論の中で出ており、整備してから20数年経ったということもあり、様々な整備する段階で、その都度、温泉を作ったり、周辺の施設を作ったりしている。全体を整理した形で整備でなかったこともあり、いろいろな施設のバランスを整理し、外から人に来ていただくにはどうすればいいか、情報発信も必要ではないかというような意見もあり、様々なお話しも出てきたところである。 ワークショップなので、今後出た話を整理して、また議論して、また整理してということを繰り返し、まずは地域の方々のどのようなお話があるのかということも含めて、聞き取りをしながら整理をするということを行いたいと思っている。 国の事業を入れることも、単に現在の施設を大きくするだけでなく、地域としてのこのエリアをどう活性化していくかという大きな部分も含めて整理する必要がある。そういう意味で今回のワークショップでいろんなご意見をいただきながら一緒に、課題等も整理しながら、進めていこうという段階である。 【市長】 道の駅とうわは東和町の中心にあって、皆さんご存知のように2つの第三セクター、株式会社東和町総合サービス公社と、株式会社とうわ地域資源開発公社については、福祉的な側面もある。潰れそうになったため、議会の承認を得てそれぞれ8,000万円、1,000万円の補助を、市として実施している。2つとも経営が良くなってきている。特に株式会社東和町総合サービス公社は市の方からの受託事業も増えており、経営がよくなってきている。問題があるとする運転手の確保だが、これも比較的、民間の経験者を確保できている。株式会社とうわ地域資源開発公社についてもよくなってきており、特に道の駅の販売店などで黒字が増えている。 そういう意味では道の駅周辺の2公社の経営がしっかりしてきている状況の中、道の駅全体の中で問題も出てきており、それを踏まえた上で道の駅の活性化というのを考えなければならぬ時期にきているということ、今いろんな団体の人たちに集まっていたいて、自由闊達に意見をいただくということ、先週から始めたところである。 支所長が言っている国の支援の問題もあるが、もう一つは、休憩スペースは県の設備である。市が整備している部分については、大体市の方でできる可能性はある。 県は財政的に非常に厳しいため、例えば休憩スペースやトイレとかを、整備してほしいと要望してもなかなか難しいかもしれない。そのような中で、市の方でできるのは何なのかということも含めて、あるいは県の部分を見直すことも含めて、今後皆さんの意見を聞いた上で、検討していく。 どれだけ実現するかどうか、どれだけお金がかかるか、そのお金について、県の協力を得られるか、あるいはどの国庫補助金を選ぶかどうかなど、そういうハードルはあるが、今そういう形で検討を始めているところである。	道の駅とうわ周辺から未来を考えるワークショップを、6月21日、8月28日、10月8日の3回開催し、様々な意見やアイデアを出していただいた。 今後、ワークショップ関係者のほか、近隣住民等を中心に道の駅とうわの望ましい活用方法について、共通理解を醸成するため、令和8年度に岩手県立大学と協働で研究を行うところである。	完了
5	消防本部	予防課	住宅用火災報知器について	十数年前に火災報知機を各家庭に設置したが、効果はあるのか。	担当が予防課であるため、具体的な効果や事例は、ちょっとお話しできないところはあるが、住宅火災警報器の効果は十分あるものだと思う。 ただ、十数年前に設置されたものということで、約10年が火災報知機の寿命で、電池切れを知らせるアラームが鳴りっぱなしになっていると、消防署に問い合わせがきているような状況である。 この機会ですので、もしそのように電池切れの場合で分からない場合は、消防本部の方にご連絡いただきたいところですし、あとはホームセンター等で取り扱っているので、そちらの方で交換していただきたい。	岩手県全体で住宅用火災警報器を設置していたことによる奏功事例が過去10年間で100件報告されている。花巻市内でも火災発生時、住宅用火災警報器により避難ができた事例が件あり、住宅用火災警報器設置によって被害の軽減が図られており、効果が得られていると考えている。	完了